

## ひたちなか市教育委員会会議録

令和4年 第11回 ひたちなか市教育委員会 9月定例会 会議録						
令和4年9月30日(金)		開会 午後3時30分		閉会 午後4時05分		
○場 所	市役所第3分庁舎 防災会議室3					
○出席委員	教育長 野沢 恵子	委 員 西野 信弘	委 員 朝日 淳子	委 員 岡本 修	委 員 佐藤 達	
○欠席委員						
○会議に出席した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠	
	教育部長			湯浅 博人	出席	
	参事(教育担当)			高橋 重樹	欠席	
	総務課長			佐藤 浩之	出席	
	学校管理課長			根本 光恵	欠席	
	保健給食課長			神永 和代	欠席	
	参事兼指導課長			飯村 祐一	欠席	
	青少年課長			金澤 幸浩	出席	
	青少年課係長			成田 賢一	出席	
	中央図書館長			大和田 千鶴子	欠席	
	○事務局員	総務課係長			二川 和久	出席
		総務課主事			山崎 佑太	出席
議案審議等	議案第21号	ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示制定について【公開】				

令和4年第11回ひたちなか市  
教育委員会9月定例会会議録

開会 15:30

教 育 長 (あいさつ、開会の宣言)

議案第21号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示制定  
について

青少年課長 まず初めに、公立学童クラブの概要等について説明させていただき、その後議案についてご説明いたします。

公立学童クラブにつきましては、保護者が就労等の理由により、放課後等家庭において保護を受けられない児童を対象に、家庭に代わる生活や遊びの場を提供し、児童の健全育成を図るとともに、仕事と子育ての両立支援を図ることを目的に運営しております。本市におきましては、公立学童クラブの開始以来無料で運営をしてきたところですが、平成30年10月より有料化し、令和3年度からは、対象学年を小学校6年生まで拡大しております。

平成30年当時は定員2,000人、34クラスだったものが、現在は41クラス、2,606人の定員に対し、現在承認されている児童は、2,402人になっています。直近の利用状況をみると、9月時点では、約1,200の方が利用しています。多い時で1,300人ほどの時もあります。1クラス40人が目安となっております、それを超えることはほとんどありません。

今後の課題としては、対象学年の拡大に伴いまして、利用者や要支援児童が増加している傾向にあり、空き教室の確保や専用施設の整備および備品等の充実が必要となっております。要支援児童への対応として、保護者、学校およびみんなの未来支援室との連携を図るなど支援体制の充実に努めております。また適宜、放課後デイサービス等の福祉機関の紹介も行っております。

放課後児童支援員数につきまして、平成30年は92名、有償ボランティアが112名という配置でしたが、令和4年度は、会計年度任用職員が112名、有償ボランティアに登録いただいている方が162名になります。なお、有償ボランティアの時給が890円とありますが、10月1日に県の最低賃金の改定がありまして、911円となります。これに伴い単価の引き上げを予定しております。こちらの課題・対応としては、放課後児童支援員の

会計年度任用職員及び有償ボランティアにつきましては、人材確保が困難になっております。特に夏季休業期間については、1日開設ということで、1日10時間学童クラブを開設しておりますので、人員不足が顕著となっております。市の給食調理員や学校介助員及び大学等への求人を行っております。今年の夏からは、シルバー人材センターへ人材の派遣を依頼したり、高校生にも声掛けをし、高校生にも数人来ていただき、お手伝いをさせていただきました。

次に、学童クラブの保育料の滞納についてです。保育料は、毎月2,000円となっております。ただし、夏季休業期間である8月のみ4,000円で現在運営をしております。昨年度の決算で申し上げますと、令和3年度が99.3パーセントの回収率、過年度分については、21.4パーセントとなっております。過年度分の回収が少なくなっており、公立学童クラブ滞納整理マニュアルを作成しました。こちらに則りまして、滞納者に対する通知、電話等による督促を実施し、収納率の向上を図っております。一方で、きめ細かな聞き取り等を行い、生計面の実態調査に重きを置き、就学援助制度等につなぐ助言を行っております。なお、悪質滞納者や高額滞納者に対しては臨戸訪問等による面談を実施しております。その中で児童手当法による児童手当からの保育料徴収対策を講じております。今年度9月末現在で、滞納分の徴収率が45.5パーセントと、昨年度よりかなり上昇しております。

今後の予定として、まず人材の確保としましては、シルバー人材センターの活用を続けていきたいと考えております。次に、納付環境の充実を図るということで、コンビニエンスストア等で納入を可能とすることを考えております。また、安定的なサービス提供を図るため、保育料の見直し、保育料の適正な受益者負担を検討してまいります。以上が学童クラブの現状となります。

続きまして、議案第21号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示制定について説明いたします。

本要綱は、市が行う児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の実施に関して必要な事項を定めております。改正理由としましては、入会申込書については、AI-OCR文字読み取りシステムの導入を見据えまして、文字認識を高めるため、支援員の報告書については、支援者の出勤状況を詳細に把握するため、それぞれ様式の見直しを行うものです。また、保育料負担の公平性の観点から、滞納者への利用停止措置を追加しようとするものです。改正の詳細につきましては、7ページの新旧対照表をご覧ください。まず、第6条本文中にこれまでの入会の解除のほかに、「事業の利用を停止することができる」との文言を追加し、第2号として、

適用要件として、悪質な滞納を追加しております。また、第2項では、保護者への通知について規定しております。なお、通知の様式については、学童クラブの利用停止措置を追加したことに伴いまして、様式第5号の2「学童クラブ利用停止通知書」を追加しております。次に、様式第1号「学童クラブ入会申込書」につきましては、これまで申込者が丸で囲むとしていたものを、OCRの読み込みの際に丸が読み取りづらいとのことで、読み取りの精度を上げるため、全てレ点チェックに変更しております。こちらに合わせて文言の改正を行った箇所もあります。さらに、様式第10号「支援日誌」につきましては、これまで児童支援員氏名とあったものを、氏名、認定資格の有無、勤務時間といった細かな内容を記載するようにし、運営可能かの判断をしやすいように、様式の変更をしております。

以上が議案の説明になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

#### 【質疑、意見等】

岡本委員　ここで言うところのいわゆる悪質滞納者の定義はどうなっているのでしょうか。

青少年課係長　悪質滞納者、高額滞納者につきましては、公立学童クラブ滞納者整理マニュアルに定めているところによりますと、5,000円以上の滞納があると定めております。

教育長　5,000円以上が高額滞納ということですか。

青少年課係長　高額、悪質と定めております。

教育長　ということは、高額滞納者と悪質滞納者は同じということですか。

青少年課係長　金額としては同じになります。

教育長　悪質というのは、こういった方になるのですか。

青少年課長　収納を口座振替で行っているため、本来は口座から落ちることが基本となります。ただ、口座にお金がないと落ちないということになります。これが、毎月毎月落ちない方もおられまして、こういった方の滞納が増えていきます。そうするとこれは故意ではないかと判断ができるため、そういった方

が悪質となります。

西野委員 保育料の滞納があり、入会の解除となる場合には、保護者はお金を支払っていないとわかっていますが、子どもがそのことを知らずに来てしまうようなことはないのですか。

青少年課長 お子さんが来てしまう前に、保護者と話しをし、もう利用できないということを知したうえで、処分を行います。

青少年課係長 追加でご説明いたします。解除というのは、利用ができませんということになります。なお、滞納で解除ということは、基本的に考えておりません。例えば、学童を利用する要件として、就労していること等があります。そういったものに該当しなくなった場合に解除ということで、学童の利用ができなくなるなるといったことを想定しております。利用の停止については、滞納によって一定期間利用ができなくなるということを定めております。解除と停止については、少し異なるところがあります。

佐藤委員 これまでに、停止は何件かありましたか。

青少年課係長 停止はこれまで行っておりません。

西野委員 前にも聞いたことがあるかもしれませんが、学童の児童が学校にいられるのは、何時までになりますか。

青少年課長 今は、18時までになります。

西野委員 月2,000円で、食事や飲み物等は何か出るのですか。

青少年課長 食事や飲み物は、出ないです。

岡本委員 収支的にもかなりギリギリの数字かと思えます。少し傾くと怪しいかなという心配がありますね。

青少年課係長 公立学童クラブの運営に関するお金については、大体3億円かかっています。これを国・県・市が3分の1ずつ負担しております。このうち学童の保育料では、4,000万円、残りは市の負担となっております。

西野委員 他の自治体と比べると非常に安いですね。

青少年課長 金額的にはかなり安くなっております。先ほど係長が申し上げましたとおり、原則で国・県・市で3分の1ずつの負担金があるということですが、保育料で3分の1を賄っている市町村はほとんどなく、どうしても市の持ち出しが出てしまうのですが、その中でもひたちなか市は保育料が安いいため、市の持ち出しは多くなっております。

朝日委員 お金の内訳として、こういったものに費用がかかっているのでしょうか。以前お話をした際に、本やDVD、おもちゃ等の家庭で不要になった物を持ってきてもらい、学童で使用することで少しでも経費削減につながりするのかと思いました。

青少年課係長 公立学童クラブの運営において最も費用がかかっているのが、人件費になります。

青少年課長 先ほどお話にあった、いらなくなったものについては、職員や保護者から預かった物で運用させていただいている物があります。子供が成長するとどうしても不要となってしまうものが出てくるので、ただ捨てるのではなく、もし使えるのであればということで持ってきていただいています。ただDVD等については、家庭でレンタルをしてきてダビングしたものや、テレビの録画をしたものについては、著作権等の問題から難しいところがあります。購入したものについては、問題ないので、利用させていただいている物もあります。

朝日委員 このことを広く知っていただければ、持ち寄ってくれる方も増え、逆に物が溢れてしまうようなこともあるかもしれませんね。

青少年課長 物を保管できるスペースが限られているため、大きい物はあまり置けないので、先ほどあったように、DVDや本等があると非常に助かります。各クラブに色々設置はされていますが、夏季休業等は時間が長いため、何回も同じ物を見ると飽きてきてしまいます。各校の物を回したりはしているのですが。

朝日委員 新しい物が来ると、子どもたちも興味がわいてくると思うので、各校に新

たなものを入れていけるといいのかなと思います。

青少年課長 子供たちとしては、たとえ古い物だとしても、一度も見ていない物であれば、新鮮に感じるので、喜んでいただけるというところもあります。

佐藤委員 今年の夏から支援員さんの人材確保のため、高校生に来ていただいたとのことでしたが、人数はたくさん来ていただけただけですか。

青少年課長 10名弱になります。高校生についても、アルバイトとは異なりますが、ボランティアとしてお願いしたので、謝礼金をお支払いしております。高校生なので、保護者と学校の許可のもとお願いしております。

年齢が近い方が子供たちも遊びやすいようなので、高校生や大学生が学童に行くと非常に喜ばれます。人によっては、特技を披露したりしていただいた方もいたようです。特に夏季休業等の長い時間の時には、そういったことをしてくれると、他の支援員さんが非常に助かったという話も聞いております。

西野委員 学童で学校にいる理由というのは、家にいると寂しいからといった感じですか。

青少年課長 保護者が、子どもだけで家にいることが心配だからといったこともあると思います。基本的に就労されていない方の子どもは預かっておらず、子どもだけになってしまうというところを預かっておりますので、子どもだけで心配というのが第一で、その他に一人だと寂しいといったこともあると思います。

西野委員 預かりをしている時間は、預かるだけで何かをしなければいけないといった決まりはないのですか。

青少年課長 スケジュールを組んで、勉強や読書をする時間等を設け、規律を持った形で運営しております。

西野委員 先ほど18時までとありましたが、それより先に帰りたいという方もいるのではないのでしょうか。

青少年課長 安全面を考慮し、保護者への引き渡しは原則なので、早く迎えに来た方に

は早くお返しします。仕事の都合等で少し遅れてしまう場合にはご連絡を  
いただいて、30分ほどはいただけるようにしております。

朝日委員 保育料については、どれくらいの年数をかけて上げていくのですか。年に  
1,000円ずつ上げていくといった形になるのでしょうか。

青少年課長 予算を管理する立場からすると、5,000円とするならばそこまで一気  
に上げたいところなのですが、負担する側の意見も考慮するようという  
指示を受けておりますので、段階的に上げていくということで、来年度以降  
で、どのようにしていくか検討中になります。

朝日委員 私も子どもを預けていた経験があるので、お金がかかっても、預かってい  
ただけるのであれば安心できるという気持ちもあります。そういったとこ  
ろで、保護者の方々も理解いただけるとは思いますが、滞納や悪質な方もいる  
ということを見ると、バランスが難しいと感じます。

青少年課長 今は2,000円なので、1か月、2か月滞納したとしても、そこまで大  
きな額にはなりません。これが金額が上がるにしたがって滞納額も増加  
してしまうことは懸念されています。

佐藤委員 取手市では、17時から19時まで延長での預かりもしていますが、それ  
よりも遅くなってしまう保護者の場合には、その後さらに車で迎えに来て、  
民間の施設に連れていくといったこともあります。市で時間の延長という  
の難しいですか。

青少年課係長 支援員さんへのアンケートを行うと、18時以降へ延長していくことは難  
しいといった回答が多いです。今年の夏休みは、例年は8時からの開設のと  
ころを、15分前倒しして7時45分から開設を試行しました。その時の  
アンケートを見ると、支援員さんはおおむね対応可能といった回答を得て  
います。利用者、保護者の方からは、ほとんどが歓迎の回答を受けていると  
ころになります。

青少年課長 8時30分出勤という方の場合、8時に学童に預けてから出勤となると、  
朝の混雑する時間のため、時間が厳しいといったこともあり、今回試行を行  
いました。

開設時間が前倒しになった分、支援員も早く行くことになるため、大変だ

という声もいただいております。

朝日委員 学童で預かりが18時までと決まっておりますが、その後に、民間以外で受け入れているところはあるのですか。

青少年課長 市としてはないです。

朝日委員 子ども食堂のようなところで、夕飯を食べ、宿題をして保護者の迎えを待っているというようなところがあるといいのかなと思いました。

青少年課係長 公立学童の預かり終了後に受入れを行っている所は、現時点ではあまりないと認識しております。ただ、公立と民間の役割の分担として、18時以降のお迎えになってしまう方には、民間をお勧めするように対応しております。

教育長 ひたちなか市は、すべての民間学童に補助金を出していて、公立と民間が両立できるようにしているというところも1つのポイントかと思います。

\*議案第21号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示制定については、全員一致で可決されました。

教育長 (閉会の宣言)

閉会 16:05